

第75回
宅建業法及び借地借家法における
書面の電子化の開始(後編)

不動産業界のDX化が着実に進み、不動産賃貸業における電子契約がいよいよ解禁となった。これにより、従来のように紙を使用することなく契約ができるため、コスト削減や業務効率化などのメリットがあると期待が寄せられている電子化に際し、実務者が気をつけるべきポイントとは何か。

1 はじめに

2021年5月12日、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」(以下「本法」という。)

以下、当該改正の内

借地借家法の規定は、

改正の施行日以降にされる特約について適用されることとされている(本法附則5条)。例えば、当時の一方が、書面や電子メールで協議を申し込み、他方がこれへの返信で協議に応じる旨を回答する方法をとることも可能と考えられている(鎌田 薫他著『重要契約については、「電磁的記録」による方法が許容され(借地借家法38条2項)、上記(1)の定期借地権の特約と同じ議論があげられる。)

要は、以下のとおりである。

(1) 定期借地権の特約のペーパーレス化

改正前は、公正証書による等「書面」により契約をしなければならなかった定期借地権の特約を「電磁的記録」により行うことにより、書面の作成が不要となりペーパーレス化が実現可能となった(借地借家法22条2項)。

「電磁的記録」とは、「電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの」と定義されており、これは民法で用いられている定義と同じである(民法151条4項参照)。民法の議論においては、電磁的記録の方式について特段の制限はなく、署名・押印も必要とされないこととされている(同条3項)、事業用定期借地契約を電子契約により行うことはできない。

「電磁的記録」とは、「電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの」と定義されており、これは民法で用いられている定義と同じである(民法151条4項参照)。民法の議論においては、電磁的記録の方式について特段の制限はなく、署名・押印も必要とされないこととされている(同条3項)、事業用定期借地契約を電子契約により行うことはできない。

「電磁的記録」とは、「電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの」と定義されており、これは民法で用いられている定義と同じである(民法151条4項参照)。民法の議論においては、電磁的記録の方式について特段の制限はなく、署名・押印も必要とされないこととされている(同条3項)、事業用定期借地契約を電子契約により行うことはできない。

「電磁的記録」とは、「電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの」と定義されており、これは民法で用いられている定義と同じである(民法151条4項参照)。民法の議論においては、電磁的記録の方式について特段の制限はなく、署名・押印も必要とされないこととされている(同条3項)、事業用定期借地契約を電子契約により行うことはできない。

「電磁的記録」とは、「電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの」と定義されており、これは民法で用いられている定義と同じである(民法151条4項参照)。民法の議論においては、電磁的記録の方式について特段の制限はなく、署名・押印も必要とされないこととされている(同条3項)、事業用定期借地契約を電子契約により行うことはできない。

「電磁的記録」とは、「電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの」と定義されており、これは民法で用いられている定義と同じである(民法151条4項参照)。民法の議論においては、電磁的記録の方式について特段の制限はなく、署名・押印も必要とされないこととされている(同条3項)、事業用定期借地契約を電子契約により行うことはできない。

「電磁的記録」とは、「電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの」と定義されており、これは民法で用いられている定義と同じである(民法151条4項参照)。民法の議論においては、電磁的記録の方式について特段の制限はなく、署名・押印も必要とされないこととされている(同条3項)、事業用定期借地契約を電子契約により行うことはできない。

「電磁的記録」とは、「電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの」と定義されており、これは民法で用いられている定義と同じである(民法151条4項参照)。民法の議論においては、電磁的記録の方式について特段の制限はなく、署名・押印も必要とされないこととされている(同条3項)、事業用定期借地契約を電子契約により行うことはできない。

今月の筆者

●プロフィール

2005年弁護士登録。国内外の不動産投資案件・ファイナンス案件に幅広く関与。多数のREITに日常的にリーガルアドバイスを提供する。また、不動産取引、業法規制、公法規制についても詳しい。第二東京弁護士会所属、ニューヨーク州弁護士会登録。



森・濱田松本法律事務所
弁護士
佐伯 優仁

コラムのご感想・ご意見は下記まで!

一般社団法人不動産ビジネス専門家協会
東京都千代田区神田東松下町28番地
小林ビル101 (☎03-3527-1876)
http://www.fudosan-pro.biz/